原判決を次のとおり変更する。

- (1) 控訴人が平成13年1月30日にした行政文書の開示請求につき被控訴人が平成13年2月13日にした処分(平成14年6月27日付けで一部変更された後のもの)のうち、別紙1の文書目録記載1,2の文書中の資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号、お客様間子を開示しないとした部分を取り消す。
  - (2) 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その2を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担と する。

事実及び理由

第1 控訴人の控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。 2 控訴人が平成13年1月30日にした行政文書の開示請求につき被控訴人が平成13年2月13日にした処分( 平成14年6月27日に一部変更された後のもの)中、別紙1の文書目録記載1の文書について同記載①ないし⑤を非 開示とした部分及び同目録記載2の文書について開示しないとした部分(ただし、別紙6の開示情報一覧表記載のもの を除く。)を取り用す。 3 訴訟費用は、第1 0 地脈の
  - 2審とも、被控訴人の負担とする。

- 被控訴人の控訴の趣旨 原判決主文第1項のうち(1)イに係る部分及び(2)ウに係る部分を取り消す。 前項の取消しに係る部分の控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、第1、2審とも、控訴人の負担とする。

事案の概要等

ころ、被控訴人が一部を開示、一部を非開示とする処分をしたため、控訴人が非開示部分とされた部分につき処分の取消しを求めた事案である。
本件訴訟が提起された後の平成14年6月27日、被控訴人は非開示とした処分を一部変更して開示し、その開示部分につき控訴人が訴えを取り下げたため、審判の対象は、被控訴人が同日以降も非開示としている部分に限定されたが、この非開示とされている文書が具体的には別紙2の「報償費支出事由別一覧表」に記載された文書であること、被控訴人が上記文書につき本件条例上の実施機関としてこれを保有していることは争われていない。
原審が被控訴人の非開示処分(平成14年6月27日付けで一部変更された後のもの)の一部を取り消し、その余の控訴人の請求を棄却したため、控訴人、被控訴人の双方が控訴した。なお、控訴人の控訴は、敗訴部分全部に対するものであるが、被控訴人の控訴は、原審が非開示処分を取り消した部分の一部(別紙5の「対象行政文書非開示情報・適用条項(非開示理由)一覧表」中の★印が付された部分)に対するものであり、控訴しなかった部分については、被控訴人が原審判決後任意に控訴人に開示したため、控訴人は、当審において、開示された当該部分(別紙6の「開示すいない。 情報一覧を

前提となる事実(いずれも当事者間に争いがない。)

(1) 当事者 ア 控訴ノ

7 控訴人は、地方行財政の不正を監視、是正すること等を目的として結成された権利能力なき社団である。 イ 被控訴人は、本件条例2条1項の規定にいう実施機関として、控訴人が本件で開示を求めている行政文書(同条2項)を保有している。 (2) 本件条例の規定

... , 下記のような規定がある。 記 本件条例には、

第1条(目的) この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利及び県の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

第2条(定義) 1 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管 委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をい

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真 及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。 )であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3 (省略) 第3条 (責務)

1 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、県の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなけ

ればならない。 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公 開の円滑な推進に努めなければならない。 第4条(開示請求権) 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。 第5条(開示請求権)

おる不 (別小詞 水の手枕) 1 前条の規定による開示の請求 (以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (1)ないし(3)(省略)

2 (省略)

2 (日曜) 第6条(開示請求に対する決定等) 1 実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、行政文書の全部若しくは一部を開示する 旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定(中略)をしなければならない。(以下省略)

2ないし4(省略)

第8条(行政文書の開示義務) 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならな

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支援がよってもなり、犯罪の事務とは、

の維持に支障が生ずるおそれのある情報

- (5) 県又は国等(国又は地方公共団体その他の公共団体をいう。以下同じ。)の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの
- (6) 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの第9条(部分開示) 実施機関は、関ニ誌書になるとでした。

実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、 この限りでない。

この限りでない。
(3) 本件訴訟に至る経緯
ア 控訴人は、平成13年1月30日、被控訴人に対し、本件条例に基づき、「平成11年度における宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費支出に関する一切の資料」につき、行政文書の開示請求をした。
イ 被控訴人は、本件条例6条1項の規定に基づき、平成13年2月13日、別紙1の文書目録記載1の文書については同記載①ないし⑤の部分を非開示とし、その余の部分を開示し、同目録記載2の文書については開示しない旨の処分をした。被控訴人が非開示とした理由は、上記文書に係る情報は本件条例8条2号、4号又は6号の非開示情報に当たるというものであった。
ウ 控訴人は、平成13年4月4日、被控訴人を相手方として、上記非開示処分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件訴訟提訴後の経緯

(4) 本件訴訟提訴後の経緯
ア 被控訴人は、平成 1 4 年 6 月 2 7 日、非開示処分の一部を変更し、新たに下記の情報を開示した(この変更
後の非開示処分を「本件処分」という。)。
(ア) 警察職員に関する情報のうち、本件処分時点までに宮城県職員録及び新聞の人事異動記事により氏名が
公表されていた者の「氏名」及び「印影」(犯罪捜査等を行う職員に係るものを除く。)
(イ) 資金前渡職員の預金口座情報のうち、「預金口座番号」及び「お客様番号」を除く部分
イ これを受けて、控訴人は、上記アの開示部分につき本件訴えを取り下げた。
(5) 本件訴訟の対象となっている文書
本件訴訟の対象となっている文書
本件訴訟の対象となっている文書

(5) 本件訴訟の対象となっている文書
本件訴訟の対象となっている文書は、別紙2の「報償費支出事由別一覧表」(以下「別紙2の一覧表」という。)に記載のとおりであり、各文書であっち非開示情報とされた部分は、別紙3の1の「『一般報償費』の非開示情報と該当条項一覧表」(以下「別紙3の1の一覧表」という。)、同3の2の「『犯罪捜査に関連する報償費』の非開示情報と該当条項一覧表」(以下「別紙3の2の一覧表」という。)、同3の3の「『犯罪捜査協力報償費』の非開示情報と該当条項一覧表」(以下「別紙3の3の一覧表」という。)及び別紙4の「条例第8条第2号非開示情報一覧表」(以下「別紙4の一覧表」という。)に記載のとおりである(ただし、別紙6の「開示情報一覧表」記載のものを除く。なお、別紙5の「対象行政文書非開示情報・適用条項(非開示理由)一覧表」は、別紙2の一覧表記載の各文書と別紙3の1ないし3及び別紙4の各一覧表の非開示情報部分との対応関係をまとめたものである。)。各文書ごとの非開示情報は、後記第5の争点に対する当事者の主張の項に記載する。 本件の争点

本件の争点は、本件処分で非開示となった文書ないし情報が非開示情報を規定した本件条例8条2号、4号に当たるか否かである(以下、本件条例8条2号に当たる非開示情報を「2号情報」、同条4号に当たる非開示情報を「4号情報」といい、2号情報に当たるか否かの争点を「争点1」、4号情報に当たるか否かの争点を「争点2」という。)。なお、原審における争点3(非開示とされた文書ないし情報が本件条例8条6号に当たるか否か)は、当審におけるあるの取下げの結果、当等に表現をではなくなった。

る所えい取下けい結果、自番における事点ではなくなった。 第5 争点に対する当事者の主張 1 争点1 (2号情報に当たるか否か)について 2号情報に当たるとして非開示となった文書ないし情報は、別紙3の1ないし3の各一覧表に記載されたものの うち、各「該当条項」欄の「8条2号」欄に〇印が記されたもの、別紙4の一覧表に記載されたものであり、これを大 別すると、警察犬に関するもの、精神鑑定嘱託に関するもの、部外講師謝金に関するもの、表彰(感謝状を含む。以下 同じとはなった。 分けられる。

(1) 2号情報の解釈基準

ア 控訴人の主張 ア 控訴人の主張 本件条例8条2号は、憲法13条が保障する個人のプライバシーの権利、すなわち私生活をみだりに公開されない権利(あるいは自己に関する情報をコントロールすることができる権利)を保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの等について、行政文書を開示しないこととしたものである。こ

の趣旨にかんがみると、同号によって非開示とされるのは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のすべてではなく、プライバシーの侵害に当たるような専ら私事に関するものと通常理解される情報に限られるものと解すべきで ある。

警察犬に関するもの

警察犬に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号58ないし93に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の2の一覧表番号3の①の上段、③の第1段及び第3段、⑥の上段及び中段、⑦の上段、別紙4の一覧表番号6の①ないし③に記載のものであって、警察犬指導士の住所・氏名・口座番号等、警察犬飼育るの住所・氏名・口座番号等、警察犬の出動現場名等(別紙2の一覧表番号70、72、75、83、88、90及び 者の住所・氏名・口座番号等、警察犬の出動5 9 1)、警察犬審査会審査員の氏名等である。

マ 被控訴人の主張 ア 被控訴人の主張 (ア) 警察犬指導士 嘱託警察犬指導士(以下「警察犬指導士」という。)は、警察の嘱託を受け、嘱託警察犬(以下「警察 犬」という。)の訓練を担当する民間人であるところ、飽くまで社会協力活動の一環として警察の捜査活動の一部に協 力しているにすぎず、公務員でもなければ、公務員に準ずる性格を有するものでもない。

(ワ) 警察犬の出動現場名等別紙2の一覧表の番号70,72,75,83,88,90及び91につき,警察犬出動に伴う施行理由に係る事件現場名(会社名)が記載されているところ,これを開示すれば,逮捕監禁事件(番号70),強姦致傷事件(番号72及び75),強姦事件(番号83),住居侵入及び強制わいせつ事件等(番号88),窃盗(色情盗)事件(番号90及び91)の具体的事件現場名(住所,アパート名及び宅名)及び特定の企業名(番号70)を公にすることになり、これらの情報から容易に被害者個人が識別特定され得る。同表の番号70(逮捕監禁事件)については、施行理由欄に「〇〇〇運転手に対する逮捕監禁容疑事件」と記載され、〇〇〇部分に特定の企業名が記載されている。このため、当該企業の運転手であるという情報から、特定の個人が識別される高度の蓋然性がある。

警察犬審査会審査員

(エ) 警察大審食会審食員 警察犬審食会審査員は、宮城県警からの派遣要請に基づき宮城県警の主催する警察犬審査会に社団法人日本警察犬協会から審査員として派遣された個人である。警察犬審査会審査員は、宮城県警において実施する警察犬指導士及び警察犬の審査会において、審査員の一員として専門的知識や技能等に基づき審査を行う限度で公的な役割を担っているものであるが、公務員(非常勤を含む。)の身分を有しているものではない。 (オ) まとめ

したがって、上記の情報は、いずれも2号情報に該当する。

控訴人の主張

1 控訴人の主版 (ア) 警察犬指導士及び警察犬飼育者 個人の行動であっても、それが公務としてされた場合はもちろん、社会的活動を行う団体において職務上 の行為としてされた場合にも、もはや私事に関するものとはいえない。したがって、そのような地位にある警察犬指導 士及び警察犬飼育者に係る情報は、個人に関するものであっても専ら私事に関するものと通常理解される情報には当た

警察犬の出動現場名等 出動先の現場名やアパート名等を開示したとしても被害者が特定されることなどは考え難いから、そもそ もプライバシーが問題となる余地はない。

警察犬審査会審査員

(ワ) 警察大審食会審食員 被控訴人の主張によっても、警察犬審査会審査員に係る情報は、個人に関するものであっても専ら私事に関するものと通常理解される情報には当たらない。
(3) 精神鑑定嘱託に関するもの 精神鑑定嘱託に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号45に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の1の一覧表番号3の①、③ないし⑤、別紙4の一覧表番号3の①ないし④に記載のものであって、精神鑑定嘱託医の病院名・住所・氏名・郵便番号・金融機関名・口座番号等である。 ア 神物野人の主張

ア 被控訴人の主張 精神鑑定嘱託医は、公務員(非常勤を含む。)の身分を有するものではなく、運転免許に係る許可事務に伴って生ずる個別的又は臨時的な必要性から鑑定を依頼するものである。このような個別的、臨時的な必要性によって生じた当該医師個人の受動的な事柄まで、公務に準ずるものとすることはできない。したがって、この情報は、2号情報 したョー。 に該当する。 イ 控訴人の主張

神控訴人の主張 被控訴人の主張によれば、精神鑑定は運転免許に係る許可事務に伴って必要とされるものであるから、当該 精神科医の私的な業務ではなく、公務であるか、少なくとも公務に準ずる場面である。したがって、そのような公的な 業務に対する謝礼として支出される場面における精神鑑定医に関する情報である以上、個人に関するものではあっても 専ら私事に関するものと通常理解される情報には当たらない。

(4) 部外講師謝金に関するもの 部外講師謝金に関するもの 部外講師謝金に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号1ないし7に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の1の一覧表番号1の①の下段、②の下段、③、④、別紙4の一覧表番号1の①ないし④に記載のものであって、部外講師の住所・電話番号・印影・金融機関名・口座番号等である。

被控訴人の主張

部外講師は、犯罪被害者対策講演会あるいは指定自動車教習所職員講習会等において、会の趣旨に則して講話をする限度で公的な役割を担っているといえるが、公務員(非常勤を含む。)の身分を有するものではなく、純粋な謝礼を受け取っているにすぎないから、公務に準ずるものとすることはできない。したがって、この情報は、2号情報 に該当する。

被控訴人の主張によっても,部外講師は犯罪被害者対策講演会等において会の趣旨に則して講話をするとい がない。 うのであるから、当該部外講師の私的な業務ではなく、公務であるか、少なくとも公務に準ずる場面である。しかも、 被控訴人は、部外講師の職名と氏名については、部外講師のプライバシーを侵害するおそれがないと判断し、これを公 表しているのである。したがって、そのような公的業務に対する謝礼として支出される場面における部外講師に関する 情報である以上、住所、電話番号、金融機関名等も、個人に関するものではあっても専ら私事に関するものと通常理解 される情報には当たらない。

表彰に関するもの

(3) 衣彫に関するもの 表彰に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号8ないし44に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の1の一覧表番号2の①の第2段及び第3段、③の第2段及び第3段、別紙4の一覧表番号2の①及び②に記載のものであって、被贈呈団体の代表者氏名(ただし、交通安全運動等の啓蒙啓発活動の推進に功労があった団体の代表者名は開示されている。)、被贈呈者個人の住所、職名(役職、屋号。以下同じ。)及び氏名(ただし、交通安全運動等の啓蒙啓発活動の推進に功労があった個人名は開示されている。)である。

被控訴人の主張

(ア) 被贈呈団体の代表者氏名

この感謝状は、いずれも団体として犯罪捜査に協力したことに対して贈呈されたものであり、代表者個人に贈呈されたものではないから、代表者個人名を公表することは予定されていない。
(イ) 暴力団排除運動、犯罪捜査協力(犯罪捜査通訳、検視業務を含む。)の功績により感謝状を授与された個人の住所、職名及び氏名

この感謝状は,いずれも個人として犯罪捜査に協力したことに対して贈呈されたものであって,公表を予 定した情報ではない。

供する等の功労があった特定個人を称える趣旨のものであり、その住所、氏名等の公表を前提として感謝状を贈呈する ものではない。

したがって、上記の情報は、いずれも2号情報に該当する。

控訴人の主張

感謝状・表彰状は、公的機関たる宮城県警が、受贈者の功労を称える趣旨で授与するものであるから、感謝状等の授与に関する情報は、その公表が予定されたものである。しかも、個人に関するものであっても専ら私事に関するものと通常理解される情報には当たらない。よって、2号情報には該当しない。現に、被控訴人は、交通安全運動等の功労として表彰を受けた個人の氏名あるいは団体の名称を開示しているところである。

質屋・古物商に関するもの

(6) 資産・占物間に関するもの 質屋・古物商に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号46ないし52に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の2の一覧表番号1の③の下段、④の下段、⑤の第2段ないし第4段、⑥の下段、別紙4の一覧表番号4の①ないし④に記載のものであって、質屋・古物商(以下、質屋と古物商を併せて「質屋等」ともいう。)の住所で氏名・年齢等、被疑者の住居・氏名等、被害者の住所・氏名等である。

被控訴人の主張

質屋等は、すべて私人である。しかも、その捜査協力に係る事実は、被疑者や関係者等に秘匿することを前提として協力を得ているものである。また、質屋・古物商報償金に係る被疑者及び被害者の情報が個人情報に該当することは明らかである。したがって、上記各情報は、2号情報に該当する。

控訴人の主張

質屋等は、法律上の義務に基づいて届出をしているものであり、情報提供の事実を秘匿することを前提として警察に協力しているものではない。また、被疑者及び被害者の情報も、専ら個人の私事に関するものと通常理解される情報には当たらない。したがって、上記各情報は2号情報には該当しない。

死体解剖謝金に関するもの

(7) 元体解刊謝金に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号53ないし57に記載のもので死体解剖謝金に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号53ないし57に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の2の一覧表番号2の③の下段、別紙4の一覧表番号5に記載のものであって、死者の氏名・年齢である。 ア 被控訴人の主張 解剖対象者の氏名及び年齢が2号情報に該当することは明らかである。

控訴人の主張

1 控訴人の主版 解剖対象者の氏名及び年齢は、個人に関するものであっても専ら私事に関するものと通常理解される情報には当たらないから、2号情報には該当しない。 (8) 犯罪捜査協力報償費に関するもの 犯罪捜査協力報償費に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号94ないし99に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の3の一覧表番号2の④の上段、別紙4の一覧表番号7の①及び②に記載のものであって、犯罪捜査協力者の住所・氏名等である。

のものであって、犯罪捜査協力者の住所・氏名等である。
ア 被控訴人の主張
犯罪捜査協力報償費は、各種犯罪捜査において、情報提供者等に対する謝礼等として、あるいは汚職事件等の長期間かつ継続的な内偵捜査に伴う協力謝礼等として支払われるものである。各種犯罪捜査の成否は、犯罪捜査協力者から得た情報によるところが大きく、被疑者の直近及び犯罪組織の中枢へ秘匿工作を行うなどして協力者を確保、運用している。したがって、ひとたび被疑者側に捜査協力の事実が発覚した場合、協力者側の生命身体等に危害が及ぶおそれがあり、そのため、協力者の確保に際し、協力者であることを完全に秘匿することを絶対条件としているものである。そして、このたうな犯罪捜査協力者の住所、氏名及び印影の情報が2号情報に該当することは、明らかである。
控訴人は、犯罪捜査協力報償費の支出は架空であって裏法な終理のために用いられている疑いが強い旨主張するが、本件訴訟の争点は、領収書等の偽造の有無ではなく、文書に記載された情報が2号情報に該当するか否かであって、犯罪捜査協力報償費の架空支出をいう被控訴人の主張は失当である。

控訴人の主張

犯罪捜査協力報償費の受取人たる犯罪捜査協力者に係る情報は、個人に関する事項のうち、専ら私事に関するものと通常理解される情報には当たらないから、2号情報には該当しない。また、犯罪捜査協力報償費の支出は架空であって裏を捻出等連載を経せるために用いられている疑いが強い。

2 争点2 (4号情報に当たるか否か)について 4号情報に当たるとして非開示となった文書ないし情報は、別紙3の1ないし3の各一覧表に記載されたものの うち各「該当条項」欄の「8条4号」欄に〇印が記されたものであり、これを大別すると、警察職員の氏名等に関する もの、資金前渡職員の普通預金通帳に関するもの、質屋等に対する報償費に関するもの、死体解剖謝金に関するもの、 警察式に関するもの、刑事部長感謝状贈呈に関するもの、精神鑑定嘱託に関するもの及び犯罪捜査協力報償費に関する ものに分けられる

4号情報の解釈基準

(1) 4 亏 情報の所が至年 ア 被控訴人の主張 本件条例8条4号は、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる「おそれ」をもって非開示の理由とするのみ で、その顕著性を要件としていないのであるから、直接的あるいは間接的に公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるお それがある情報を非開示としたものと解すべきであり、「おそれ」の内容については、必要な程度に具体的に特定して おれば、概括的な主張で足りると解すべきである。

控訴人の主張

本件条例8条4号に規定する「おそれ」を単なる危惧感や極めて抽象的なもので足りると解することは、公 共安全情報も情報公開の対象であるとした上で、例外的に非開示事由を規定する本件条例の趣旨及び構造に明らかに反 することになる。したがって、同号の「おそれ」については、具体的、個別的に支障が生ずる蓋然性があることをその 要件と解すべきである。

要件と解すべきである。
(2) 警察職員の氏名等に関するもの
警察職員の氏名等に関するものとして非開示となった情報は、別紙3の1の一覧表番号1の②の中段、番号2の①の第1段、②、③の第4段、④、番号3の②、別紙3の2の一覧表番号1の⑦の下段、番号3の①の中段、②、③の第2段、④、⑤、⑥の下段、⑦の下段、別紙3の3の一覧表番号1の②の下段及び③の下段に各記載のものであり、警察職員(ただし、警部(同相当職を含む。)以上の者を除く。)の氏名・印影等である。
ア 被控訴人の主張
警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現することを中核とするものであり、相手方となる者の反発や反感を招きやすい性質を有することから、警察組織や職員を敵視する人物、団体等により、暴力に異常な音楽を登けた事例が全国及び宮城県で多数存する。このようなことを全身を直接を受けた事例が全国な宮城県で多数方である。であり、当時での配置状況や家族等を担握しようとしたり、警察に設り、これらの人物、団体等は別に存在しており、これらの人物、団体等は上で多数を含めた警察を設け、暴力に異常を連続での関心を担望する。としたりするなど、あらゆる手段、方法によって情報収集や調査活動を行っている。以上のような警察組織、警察接備等の関心としたりするなど、あらゆる手段、方法によって情報収集や調査活動を行っている。以上のような警察組織の特質から判断すると、特定の警察職員の氏名等を公開することと秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、製造の特質が出版できた。対象である。と、特定の書を含めた、公表の「氏名」及び「印影」(犯罪捜索の人事実動記事により氏名)については、既に警察職る。なお、本件処分時点までに宮城県職員録及び新聞の人事異動記事によりたのを除く。)については、既に警察職である。

示したものである。 控訴人の主張

イ 控訴人の主張 警察職員の氏名及び印影が開示された場合、配置所属や担当職務が判明することはあっても、警察職員の私的な情報まで知り得るものではないから、当該職員及び家族のプライバシーが侵害され、そのことによって当該職員が職務に専念できないといった支障は生じ得ない。職員録に掲載された警視(同相当職を含む。)以上の警察職員、毎年辞令が新聞紙上公表されている警部(した相当職を含む。)以上の警察職員について、被控訴人は、宮城県情報公開審会会の答申を受け、その氏名等を開示して、管部・信用相当職を含む。)以上の警察職員について、被害所にして、をの答明を含む。といる事務を書の、氏名等を開示して、といる事務を要していない。警部補以下の職員よりも攻撃、懐柔、嫌がらせ等を受けるおそれが高いと思われるのに、実際にはそのようを多生していない。警部補以下の警察職員についても、名札を付けて一般市民と対応し、あるいは所属及び氏名を名を発生していない。警部補以下の警察職員についても、名札を付けて一般市民と対応し、あるいは所属及び氏名を名ので職務を遂行しており、その氏名や所属は容易に判明するのであるから、これらの職員の氏名等を非開示とする必要がない。およそ公権力に関わる機関(裁判所、検察庁、国税局等)であれば、相手方の反発を招きやすいといえるのであるい。およそ公権力に関わる機関(裁判所、検察庁、国税局等)であれば、相手方の反発を招きやすいといえるのであるが、警察のみが、職員の氏名を非開示にしなければならないほどに常に反発や抵抗にさらされているものではないから、警察職員の氏名等について、他の国家機関と異なる取扱いをする必要はない。別件訴訟でAが証言する警察である、当時報の所は、数の上でも少ないし(年間十数件を対して、職員情報等が開示されていない段階における事案であるから、警察職員の氏名等の開示と上記事例の発生との間に因果関係はない。

(3) 資金前渡職員の普通預金通帳に関するもの 資金前渡職員の普通預金通帳に関するものとして非開示となった情報は、別紙3の1の一覧表番号1の①の上段、②の上段、別紙3の2の一覧表番号1の⑦の上段、番号3の①の下段、③の第4段、別紙3の3の一覧表番号1の①の下段、④の中段、⑦の下段に記載のものであって、資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号、お客様番号である(資金前渡職員の普通預金通帳に関するその他の情報は既に開示済みである。)。

被控訴人の主張

控訴人の主張

1 控訴人の主張 個人や組織が警察業務を妨害しようとしても、通帳と印鑑がなければ預金残高、入出金状況の割り出しや不 正引出を行うことは不可能である。また、仮に口座番号を知った者からの架空入金があったとして、何故にそれが警察 活動に対する妨害となるのか疑問であるし、そもそも架空入金を行おうとする者などいないのであって、被控訴人が主

活動に対する奶害となるのか疑問であるし、そもそも架空人金を行おっとする者などいないのであって、被控訴人が主張するようなおそれはおよそあり得ない。
 (4) 質屋・古物商報償費に関するもの
 質屋・古物商報償費に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号46ないし52記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の2の一覧表番号1の③の下段、④の下段、⑤の第2段及び第5段、⑥の下段に記載のものであって、報償金受償者の住所・氏名・年齢・屋号・印影、事案の概要、協力の状況、受償行為に対する意見等である。報償金額に関する部分は、被控訴人が開示したことにより訴えが取り下げられている。ア 被控訴人の主張

それがあるから、その全部を非開示とすべきである。
イ 控訴人の主張
質屋等は、盗品を受け取った場合、法律上の義務として警察へ届け出るのであって、報償金をもらえることを期待して捜査に協力しているものではない。報償金受償者の住所、氏名等については、そもそも、被疑者等は、持ち込んだ質屋等を知っており、当該質量が通報したであろうことは容易に推測し得るはずである。さらに、のでおり、当該質量が通報したであろうことは容易に推測し得るはである。さらに、のでおり、当該で記載され、い。質屋等なの正式が一て閲覧し得るのでつ当るのであるが再生でもであり、当時に記述され、のではないて、刑事手続に従って閲覧し得るのでつ当るのから、事件関係者が質屋等を逆恨みすることは考え難い。盗品等の処分を企図するるおり、事件について第三者の立場にあるから、事件関係者が質屋等を逆恨みすることは考え難い。盗品等の処分を企図するおり、事等家に非協力的な質屋等で処分するなどの対抗措置を講じるおそれがあるなどというのは杞憂にすぎない。「事案の概要」等の各記載欄は、被控訴人が主張するようなおと、があるなどというのは杞憂にすぎない。「事案の概要」等の各記載欄は、被控訴人が主張するようない。とというのは杞憂には疑問がある。被疑者を書としてを記載できるだけのスペースがないことからすると、被控訴人の主張には疑問がある。被疑者を知って、公開された行政文書から質屋等が警察には、被害者から警察に被害申告がされていると考えるのが通常であって、公開された行政文書から質と、対策を知っている中で、未検挙事件の被疑者が多くの報償費支出に関する文書の中から自己に関する報償費支出事項を発見すること自体極めて困難である。

死体解剖謝金に関するもの

死体解剖謝金に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号53ないし57に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の2の一覧表番号2の①、②、③の上段、④に記載のとおりであって、死体解剖医の所属・氏台・口座番号等である。

被控訴人の主張

で、被控訴人の主張 承諾解剖制度(死体解剖保存法7条)は、裁判官の令状を要せず、遺族の承諾のみで行う行政目的達成のための解剖であるところ、解剖の結果により犯罪の疑いが生じた場合には、刑事訴訟法上の司法解剖に移行するから、当該解剖医の所見が犯罪事実をな配って重要な証拠となるとともに、当該解剖医には、解剖結果について対心義義的がある。しかるに、死体解剖医の所属、任名、口で産番号等を公開した場合、商品等により、事件関係者が、無罪判決を得る目的で当該解剖医に対する懐柔、脅迫又は攻撃や嫌らしたが可又は解剖所見の変更を強要するなど、工罪証隠滅を図るおそれがある。もた、犯罪死体でないため、司法解剖に移行しない場合であっても、死因そのものが生命保険金請求あるいは損害賠償請求等に大きな影響を与えるから、事件のない場合であっても、死因そのものが生命とは通常ないなあり、その場合、死体解剖医に対し、使柔、脅迫又は強要等を行うおそれがあり、その場合、死体解剖医に対し、を、企業を、育力にない場合であっても、死因そのものが生命脅迫又は強要等を行うおそれがあり、その場合、死体解剖医の対し、使素、育力に変更を強要するなが、死体解剖医の所属及び氏名等を知り得ることは通常ないのである医療、一般者の立場に至る事態も想定される。

「投資といる。」、一般をでは死体解剖医の所属及び氏名等を知り得ることは通常ないのであるし、公判する反対尋問を通じて立証活動と、死体解剖医の所属及び氏名等を知り得ることは通常ないのであるし、公判する反対尋問を通じて立証活動と、死体解剖医の所属及び氏名等を知り得ることは通常ないのである。「表別を通常といる。」、不成解剖医の主観のみで格とめられるものでは、一般を変更となら、本の、表別を含む

関係の非現実的なおそれである。

(6) 警察犬に関するもの 警察犬に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号58ないし93に記載のものであり、 非開示となった情報は、別紙3の2の一覧表番号3の①の上段、③の第1段、⑥の上段及び中段、⑦の上段に記載のと おりであって、警察犬指導士の住所・氏名・債権者コード・電話番号・金融機関名・口座番号等、警察犬飼育者の住所 ・氏名・金融機関名・口座番号、嘱託警察犬名、警察犬審査会審査員の氏名・印影等である。 被控訴人の主張

警察犬審査会の審査員は、警察犬及び警察犬指導士を選考するため、社団法人日本警察犬協会から派遣された一般人であり、警察犬及びその運用に関する専門的な知識、技能を有し、専門審査員として、適正かつ公平な審査に当たっている者である。そして、警察犬審査会の審査員は、宮城県警の警察犬運用に関する事項、公表していない警察犬指導士、飼育者等の所属及び住所等を知り得る立場にある。したがって、これらの情報を公開した場合、審査員個人の特定が可能となり、警察を敵視する個人及び団体等が、警察犬の運用に関する組織体制や警察犬の飼育者及び警察犬指導士を割り出すため、同審査員に対し、威迫、懐柔、嫌がらせ及び攻撃等を行い、ひいては審査員が警察犬及び警察犬犬指導士を異考するための審査会への派遣要請に応じなくなるなど、今後の嘱託警察犬制度の運用に重大な事態を招く おそれがある

控訴人の主張 警察犬出動の有無, イ 控訴人の主張 警察犬出動の有無,目的及び時期等は捜査関係者でなければ知り得ないから,事件関係者は,警察犬指導士に嫌がらせ等をしようとする意識をそもそも持ち得ない。また,警察犬指導士は,捜査の一部を担うにすぎず,被害者等の当事者の立場にもないから,この点からも,事件関係者がこれらの者に対し嫌がらせ等を行うことはあり得ない。嘱託警察犬制度は一般的には知られておらず,警察犬といえば,一般人は直轄警察犬制度を想起するから,警察犬の運用に打撃を与えるため,警察犬指導士に嫌がらせ等を行うとの発想自体が生じる余地がない。したがって,警察犬指導士に関する情報を公開したからといって,被控訴人が主張するような事態が生ずるとは考えられない。また,嘱託警察犬制度は,上記のようにその存在自体が一般的に知られていない現状にあるから,仮に警察活動を妨害しようとする者がいたとしても警察犬の飼育者(所有者)に嫌がらせ等をしようとする者はいないはず存在するのであるから,何ら警察犬の運用に打撃を与えることにはならず,したがって,警察犬の飼育者への嫌がらせ等をするのであるから,何ら警察犬の運用に打撃を与えることにはならず,したがって,警察犬の飼育者への嫌がらせ等を考える者は存在しない。

写える日は仔仕しない。
警察犬審査会の存在自体、一般には周知されていないのであるから、その審査員に対する攻撃等は考えられない。警察犬の指導士や飼育者よりも更に警察活動に与える影響が間接的である警察犬審査会の審査員に対する攻撃等はあり得ないというべきである。
(7) 刑事部長感謝状贈呈に関するもの
刑事部長感謝状贈呈に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号8、9に記載のものであり、非開示となった情報は、別紙3の1の一覧表番号2の①の第2段、第4段、③の第1段、第2段に記載されているものであって、特定事件に関する情報を提供した被贈呈者団体及びその代表者名、暴力団排除活動の推進に功績があった団体名及び代表者名、捜査支援資料を提供し又は捜査活動に係る技術支援をした団体名及び代表者名である。なお、捜査における通訳人を派遣した団体名及び代表者名、贈呈を受けた死体解剖医の所属及び氏名は、被控訴人が開示したことにより訴えが取り下げられた。ア 被控訴人の主張

## 被控訴人の主張

共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。 捜査支援資料を提供し又は捜査活動に係る技術支援をした団体名及び代表者名を公にした場合。その名称及び代表者名から業種が判明し、結果として、当該団体が提供したデータベース又は技術支援の内容が推定されることになる。「捜査支援システムへのデータベースの提供」及び「捜査技術の内容」に関する情報は、犯罪捜査の手段、方法等に直結する情報であり、これらを開示した場合、犯罪を企図する者が自らが捕捉されないよう対抗手段を講ずることが可能となるなど、当該システム及び操作技術の有効性を維持することが困難となって捜査力の低下を招き、公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。また、団体名等の公表を前提としなかったために得られた資料提供又は技術支援が、今後、控えられるなど、犯罪捜査における信頼、協力関係を損ねることにもなり、その意味でも、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

# 控訴人の主張

イ 控訴人の主張 捜査協力に対する表彰は、公的機関たる宮城県警が、犯罪捜査に対する功労を表して感謝状等を贈呈するのであるから、その性質上、表彰に関する情報は、公表を予定したものというべきである。 特定事件の被疑者に関する情報を提供した団体名等についていうと、団体名等から業種、業種から捜査協力の内容、さらには特定の事件を推定することなど不可能である。業種から捜査への協力内容が推定されるとは限らない。「犯罪が多い中、犯罪者等が自ら検挙されるに至った情報と感謝状の被贈呈団体とを結び付けることなどできない。「犯罪捜査功労」等との表彰理由では、捜査協力の内容は全く分かり得ないし、を結び付けることなどできない。 暴力団排除活動の推進に功慮があった団体名等であったも、特定の暴力団に対する排除活動をしたことが判明するならばまだしも、「暴力団排除活動」を行ったのみでは、暴力団関係者から嫌がらせや攻撃を受けるる可能性は少ない。現に、「暴力団が助り」等の張り紙や注意書きを掲げて営業している店舗は多数あるが、一般的な暴力団排除活動をしたことにより暴力団から攻撃や嫌がらせを受けるということはまずない。 捜査支援資料を提供し又は捜査活動に係る技術支援とした団体名等できるとはよって業種が判明に順をとしても、そこから直ちに、データベースの内容又は捜査方動に係る技術支持術の内容を推察できるとによって業種が判明に原表されているデータベースであれば、団体名等からデ行るとしても、そこから直ちに、データベースの内容又は捜査ないし、特殊なデータスであれば、団体名等からデ行るなどということはおよそ考え難いし、守秘義務を負う会社の従業員等が捜査情報を漏洩するなどというおそれも杞憂にすぎない。 かりまにはないますにあるととはおよそ考え難いし、守秘義務を負う会社の従業員等が捜査情報を漏洩するなどというおそれも杞憂にすぎない。 かりまにはないませばない。 おりまにはない。 またしていることはおよそ考え難いし、守秘義務を負う会社の従業員等が捜査情報を漏洩するなどというおそれも杞憂にするない。 またしていることはおよそ考え難いし、守秘義務を負う会社の従業員等が捜査情報を漏洩するなどというおそれも杞憂にするによりないましていることによります。 すぎない。

(8) "精神鑑定嘱託に関するもの 精神鑑定嘱託に関するものとして非開示となった文書は、別紙2の一覧表番号45に記載のものであり、非界示となった情報は、別紙3の1の一覧表番号3の①、③ないし⑤に記載のものであって、精神鑑定医の病院名・住所・ 氏名・口座番号等である

文庫が上しるのでれためる。 イ 控訴人の主張 被控訴人の主張は、行政目的の鑑定に影響するとの主張であり、犯罪捜査活動を想定している本件条例8条 4号の予定する非開示理由には当たらない。また、受験者が、面接したこともない精神鑑定医を逆恨みするようなこと は考え難く、精神鑑定医に対して嫌がらせ等を行うおそれはあり得ない。 (9) 犯罪捜査協力報償費に関するものとして非開示となった文書は、別紙1の文書目録記載2の文書(別紙2の一

覧表番号94ないし99)に記載のものであり、現在争われている非開示となった情報は、別紙3の3の一覧表番号1の⑤、⑥、同一覧表番号2の②ないし④に記載のものであって、報償費の支払明細、報償費の個別受入金額、支払額、残額、摘要、担当捜査員の氏名・印影、協力者の住所・氏名・印影、支払事由等である(前記(2)、(3)に記載した資金前渡職員の口座番号等、警察職員の氏名等を除く。)。

ア 被控訴人の主張

のである。

のである。 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書の支払月日、受入額等の情報は、支払月日、犯罪捜査協力報償費の個別の受入金額、支払額及び残額並びに摘要であるところ、個別の執行金額が知られることにより、被疑者等は、自己に対する捜査の状況等をより具体的に推察し得ることになる。支払月日等は、担当警察官が犯罪捜査協力者に接触し、報償費を支払った日を表すものである。したがって、協力者をよく知る捜査対象者が、当該月日に同協力者の密談現場を目撃した場合、同協力者が捜査協力者であると確信し、これに対して攻撃を加えるおそれがある。また、被疑者等は、上記の確信に至らなくとも、その疑念を生じただけで、威迫等の手段によって捜査協力者の割り出しや罪証隠滅を図ることは必定であるから、協力者が、自己の保身のため、以後の捜査協力を回避するなどの支障が生ずるおそれがある。また、

ある。
現金出納簿の情報は、①金額情報(個別の支払額及び個別の入出金前後の金額)、②月日欄(報償費が入出金された月日)、③摘要欄(報償費が支出された具体的事件名、担当捜査員の階級及び氏名)である。月日なり納害者等が逃亡又は罪証隠滅を企てる端緒を与えることになるから、具体的事件に係る捜査が大出ることになり明治をとなる上、摘要欄の開示によって担当警察職員の氏名が知られることになるから、当該警察職員の所属部署等の情報を終合していた場合。現代係る支出証拠書等の情報を終合となる上、指導機の開示によって担当警察職員の氏名が知られることになるから、当該警察職員の所属部署等の情報を総合として、特定の事件における協力者を分のの表紙でもの。非常である。を持たないものであるが、本件条例の解書を持たないものであるが、大件条例の表紙の情報を終合ともの非開示としたもの非別が存在する単体では意味を持たないものであるが、強性条例の観音を記載したものであるが、分離しても、投資関係を持たないたのであるが、機員が集者に係るを記載したものであるが、投資関係を対したした。また、投資関係を持たないたのであるが、大件条例の解書を記載したものであるが、大件条例の解書を記載したものであるが、大件条例の解書を記載したものであるが、大件条例の解析をでは一個であり、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのであるが、大きのである。に対して記載されている。領収書には、犯罪捜査協力報償費を領した協力者本人のにものに表すを表すとともに、犯罪捜査協力報信費を領した協力者本人のの記載は、犯罪捜査協力を持ている。の具体的内容や秘密の情報を成すものとして記載されており、その全体を集めいが、として記載されている。領収書には、犯罪捜査協力報信費を領した協力者本人のを記載されており、その全体を集めいが、といの関連を表すとともに、犯罪捜査協力報信費のであるを表が、大きのである。とのは、犯罪捜査協力報信費の支上に、犯罪捜査は、犯罪捜査協力報信費の支上に、犯罪捜査協力報信費の支上に、企業に対し、犯罪捜査協力報信費の支上に、企業に対し、といが、企業に対している。とのは、犯罪捜査協力報信費の実立というで表が、大きのである。

イ 控訴人 (ア) 犯罪捜査協力報償費の支出は架空であって、裏金捻出等違法な経理のために用いられている疑いが強い。その根拠は、次のとおりである。犯罪捜査報償費の支出は、協力者の存否や必要性、捜査の時期等の偶発的、突発的事情によって左右される以上、予算にかかわらず、各部署において支出の多寡が生じるはずであり、平成11年及び12年度のいずれにおいても年度末残高が使い切りの状態となっているのは、報償費の性格上、不自然というほかない。また、控訴人が現金出納票を分析したところによれば、各罪者の年間支出件数と1件、不力支出単価は不自然といいるのは、表別のバラツキが見られる。謝金には基準額があると考えられるから、これほどまでにバラツキがあるのは、青目の性質上、犯罪等の発生件数と相関関係にあると考えられるのに、実際には別の形の支出がなされている各然である。犯罪捜査協力報償費の支出額は、責目の性質上、犯罪等の発生件数と相関関係にあると考えられるのに、実際には別かせる。取扱要領では、「現金は金融機関に預金して保管する。ただし、経理の性格上、必要な限度の現金を手元に保管することができる」となっているのに、すべての課署で、入金されたその日に全額が払い戻されているのは不自然である。警視庁銃器対策課の裏金作りを内部告発したBに対し、控訴人が意見を求めたところ、警視庁では国費の犯罪捜査報償費も需要であり、宮城県警においてきており、宮城県警における犯罪捜査報償費の表出もその一環であると認めるべきである。

- 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書の支払月日、個別の受入額等について 各課における捜査協力者は多数存在し、各担当警察官ごとに協力者が多数いるはずであるから、支払日等 特定事件における捜査協力者が特定されることはあり得ないし、特定事件の捜査の進行状況を知ることな の記載から. ど不可能である。
- (17) 現金田納溥について 個別の入出金の金額、支払月日及び摘要欄が開示されても、報償費を支出する場面は一部であり、個別の 執行金額や事件名が知れたからといって、犯罪者が捜査の進行状況を推察するおそれがあるというのは非現実的であ る。現金出納簿が開示されるにしても事後的である。情報公開請求に際しては、請求者の身分を明らかにする必要があ るのであって、情報公開をすることによる逃亡又は罪証隠滅のおそれが生ずることはあり得ない。また、犯罪捜査協力 報償費の支出自体から捜査協力者の存在が知れるとは通常いえず、協力者がだれであるかは現金出納簿からは全く分か らない。摘要欄における具体的事件名がどの程度の具体的内容を持った記載であるかも不明である。
- これらの文書については、上記で述べたところと同様である。支払事由欄から具体的事件名が判明したとしても、被疑事実の詳細までは知り得ないし、既に立件済みの事件に至っては、捜査活動に何らの支障もないはずである。支払事由欄は、極めて小さく、捜査活動の個別具体的あるいは詳細な内容が記載されることは予定されていないというべきである。捜査協力者等の氏名等を開示することにより、これらの者に危害が及ぶおそれがあるなどというのも、極めて観念的かつ抽象的な危惧であり、公共の安全と秩序に支障が生ずるおそれを何ら具体的に主張立証するものではない。また、当該支出は、実体のない架空の支出であるから、被控訴人の主張するおそれがないことは、ますます明白である。 支出証拠書類については、
  - 当裁判所の判断 争点 1\_(2号情報に当たるか否か)について

1 争点1 (2号情報に当たるか否か)について (1) 2号情報の解釈基準について 地方自治体においてどのような情報をいかなる限度、要件の下に公開するかは、各地方自治体の立法政策にゆだねられているものと解されるところ、個人の情報についての非開示を規定した本件条例8条2号が「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と規定していることは、前記前提となる事実のとおりである。このように、本件条例8条2号においては「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないことからすると、同条同の規定する「個人に関する情報」は、個人の思切のある情報であるに関する情報」は、個人の思切のある情報である、「関として、すべてこれに当たると解するのが相関である(最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁、同平成15年11月21日第二小法廷判決・判例時報1847号24頁参照)。本件条例の上記規定からみて、控訴人の主張するように、2号情報は専ら私事、すなわちプライバシーに関するものとして通常理解される情報に限られると解することはできないというべきである。 うべきである。

また、本件条例8条2号、同条3号の規定に照らし、個人に関する情報であっても、本件条例8条3号のいう「法人その他の団体に関する情報」といい得るのは、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報をいうものと解するのが相当である(上記各 最高裁判決参照)

かかる見地に立って、本件で争われている個別の文書、情報が2号情報に該当するか否かについて、以下検討 ととする。 ) 警察犬に関するものについて するこ

(2)

はいんないことは、上記(1)のとおりである。なめ、言宗人指導エレラいとは、4 专情報に該当9 るか台かも争われているところ、この点は後述のとおりである。 イ 警察犬飼育者の住所・氏名・口座番号等 上記アで認定したとおり、宮城県警から嘱託を受けている警察犬の飼育者は、民間人であり、警察犬の飼育を生業としている者はいないというのであるから、警察犬飼育者の住所・氏名・口座番号等は2号情報に当たるという できである。警察から嘱託されているからといって2号情報に当たらないということはできない。控訴人の主張は採用 することができない。

警察犬の出動現場名等

ウ 警察犬の出動現場名等 弁論の全趣旨によれば、別紙2の一覧表番号70,72,75,83,88,90及び91に記載の文書 は、逮捕監禁事件(番号70),強姦致傷事件(番号72及び75),強姦事件(番号83),住居侵入及び強制わい せつ事件(番号88),窃盗(色情盗)事件(番号90及び91)につき警察犬が出動したものに関するものであっ て、これらの具体的な事件現場名(住所,アパート名等)が記載されており、このうち、逮捕監禁事件(番号70)に 係る文書の施行理由欄には「〇〇〇運転手に対する逮捕監禁容疑事件」と記載され、「〇〇〇」部分には特定の企業名が記載されていることが認められる。 そうすると、これらの文書には、事件名と具体的な現場名(住所、アパート等)とが記載されていることか ら、例えば強姦事件の被害者が具体的な現場名付近の住民のだれかであるかが特定され、現場名付近の住民で最近転居 した人はいるか等の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別される可能性がある。小さなアパートであれば 住んでいる女性も限られているから、被害者の特定もより容易となるものと思われる。また、「〇〇〇運転手」の企業

名が公開されれば、その会社の運転手として個人が特定される可能性がある。

名が公開されれば、その会社の運転手として個人が特定される可能性がある。したがって、警察犬の出動した事件現場名、企業名は、2号情報に当たるものというべきである。工警察犬審査会審査員の氏名・印影上記アで認定した事実に乙第2号証及び弁論の全趣旨を総合すると、宮城県警は、民間人が飼育管理する犬及び民間人の犬の訓練士について嘱託警察犬審査会を実施してこれを選定しているが、この審査会のために、社団法人日本警察犬協会に審査員の派遣を要請しており、平成11年度においても、同協会東日本審査委員会から2名の本部審査員の派遣を受けて、各審査員に報償費と出張旅費を支払ったことが認められる。そして、本件で開示を求められている情報は、社団法人日本警察犬協会から派遣された2名の審査員の氏名・印影であるところ、審査員は民間人であるから、その氏名・印影は個人に関する情報というべきである。社団法人日本警察犬協会が公の団体に準ずべきものとしても、審査員となった個々の者は社団法人日本警察犬協会の代表者又はこれに準ずる地位にある者とはいえないし、審査をする行為が同協会の行為そのものと評価し得るともいえない。また、個々の審査員が事業を営む個人に当たらないことも明らかである。したができない。

(3) 精神鑑定嘱託に関するものについて

(3) 精神鑑定嘱託に関するものについて

弁論の全趣旨によれば、別紙2の一覧表番号8及び9の被贈呈団体は、警察の犯罪捜査等に協力した功労により団体として感謝状を贈呈されたものであるが、その代表者は、当該団体のある部署における責任者の地位にある従業員等であって、当該団体の当該部署が職務を行う過程で捜査等に協力したため、「代表者名」欄に代表者として記載

業員等であって、当該団体の当該部署が職務を行う過程で捜査等に協力したため、「代表者名」欄に代表者として記載されたことが認められる。 そうすると、ここでいう被贈呈団体の代表者は、業務に関連して表彰を受ける行為を行った部署の責任者ではあるものの、その氏名は、本件条例8条3号にいう団体に関する情報とはいい難く、2号情報に当たるものというべきである。なぜならば、被贈呈団体の捜査活動に対する協力が当該団体の業務に関連して行われたとしても、捜査に協力したことそれ自体は当該団体の業務あるいはこれに準ずるものとはいえないというべきであるからである。 イ暴力団排除運動及び捜査協力の功績により感謝状を授与された個人の住所、職名及び氏名 弁論の全趣旨によれば、個人の資格で感謝状を授与された者は、事業を営む個人が当該事業に関連して、又は従業員等の個人が会社等の職務を行う過程で犯罪捜査活動等に協力したことに対する感謝状を授与されたものであることが認められる。

ことが認められる。 しかしながら,

ことが認められる。 しかしながら、犯罪捜査活動等に対する協力が個人の事業にしろ勤務先の職務にしろ、その過程でなされた とはいっても、犯罪捜査等に対する協力自体は事業行為ないし職務行為でないことは明らかであり、2号情報の例外で ある「事業を営む個人の当該事業に関する情報」、又は本件条例8条3号の規定する法人等に関する情報とはいえない というべきである。したがって、感謝状を授与された者の住所・氏名・職名は、2号情報に当たると解するのが相当で ある。また、弁論の全趣旨によれば、この種の感謝状については、人命救助に対するものとは異なり、これまで宮城県 警においては、その氏名、職名を公開していなかったことが認められるから、2号情報の例外規定である「慣行として 公開され、又は公開することが予定されている情報」にも該当しないというべきである。 したがって、2号情報に該当する旨の被控訴人の主張は正当であり、控訴人の主張は、採用することができ

交通安全運動等の功労として表彰を受けた個人及び団体等の代表者の住所

弁論の全趣旨によれば、交通安全運動等の切労に対する表彰は、交通安全運動等に協力した個人ないしは団体等に対してされるものであること、被控訴人は、この表彰を受ける個人名及び団体等の代表者名については、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に当たるとして開示していることが 認められる。

しかしながら、 表彰を受ける個人や団体等の代表者の住所は、 2号情報に当たるというべきであり、慣行等

によって公開が予定されている情報に当たるとはいえないというべきである。 エ 交通指導取締りに対する協力者の住所、氏名及び屋号 弁論の全趣旨によれば、交通指導取締りに関する表彰は、交通機動隊員が行う交通指導取締りに際して、「 バイ又はパトカーの待機場所を積極的に提供する等の協力をした特定個人に対してされるものであることが認められ

。 上記によれば、協力者の住所、氏名及び屋号は、個人に関する情報であって、事業に関する情報とはいえないから、2号情報に当たるものというべきである。 (6) 質屋・古物商報償金について ア 質屋及び古物商は、質受けや買受けをした物品が盗品等であることが判明した場合、その旨を警察官に届け出なければならず(質屋営業法21条3項、古物営業法19条5項)、盗難等の時から1年以内であれば無償でこれを被害者に返還しなければならないとされているところ(質屋営業法22条、古物営業法20条)、弁論の全趣旨によれ

ば、質屋・古物商報償金は、個々の事件について捜査協力の内容及び無償返還による経済的損失等を考慮し、警察が所定の等級を適用して質屋等に交付する金員であることが認められる。 イ質屋等の住所、氏名等

上記アの事実に照らすと、質屋等による盗品等の届出は、質屋等がその営業の取締法規である質屋営業法、 古物営業法の規定に基づき、その事業の一環として行うものと認めるべきであるから、盗品等の届出に関する情報は、 本件条例8条3号の規定にいう「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たるものと解するのが相当である。 したがって、質屋等の氏名、印影及び屋号は、2号情報には当たらないものというべきである。 しかしながら、質屋等の住所、年齢は、事業に関する情報とはいえず、2号情報に当たるものというべきで 上記すの事実に照らすと 古物営業法の規定に基づき、その事

ある。

死体解剖謝金に関するものとして非開示となった情報は、死者の氏名、年齢であるところ、これらの情報が2

上記によれば、協力者は、個人として犯罪捜査等に協力するものであって、協力すること自体が事業であると認めることはできないから、協力者の住所、氏名及び印影は2号情報に当たるものというべきである。 控訴人は、他の都道府県の警察の事例や宮城県警における犯罪捜査協力報償費の全体的な使用状況等からみて、宮城県警の犯罪を強力報償費の全体的な使用状況等からみ、宮城県警の犯罪を表す。 (2) に記載のために関いられている疑いが強いに表す。 (3) に記載のために対してある。

るものと解される

かかる見地に立って、本件で争われている個別の文書、情報が4号情報に当たるか否かについて、以下検討す ることとする

されたり、あるいは警察活動の妨害を意図して様々な懐柔、干渉を加えられたりするおそれがあるものというべきであるから、警察職員(ただし、警部(同相当職を含む。)以上の者を除く。)の氏名、印影等の情報は、4号情報に当たるものと解するのが相当である。

るものと解するのが相当である。
ウ 控訴人は、公権力にかかわる機関は裁判所、検察庁、国税庁等があり、警察業務のみが相手方の反発等を招きやすいわけではない旨主張するが、上記のとおり、警察の業務が、犯罪者等と直接に対峙し、時には物理的かつ強制的に行われるものであることからすれば、警察の業務は、他の機関の業務に比較しても、反発、反感を招きやすいものであるということができる。
また、控訴人は、情報の開示と警察職員に対する攻撃等とは因果関係がない旨主張し、なるほど、情報の開示と警察職員等に対する攻撃等との間に因果関係が認められる事例が発生したことがあるか否かは、本件全証拠にても判然としない。しかし、本件条例は、開示請求権を行使し得る資格を何ら制限しておらず(本件条例4条)、本件条例によって、今まで公開されていなかった警察に関する情報も知り得るということになれば、警察組織容職員を敵の大物、団体等によった、開示請求権が認められないからといっえないから、過去に起こった警察職員を敵攻する失い情報の開示との間に因果関係が認められないからといって、警察職員の氏名、印影等の情報が4号情報に当たる部等をと情報の開示との間に因果関係が認められないからといっては名札を付けて職務を行う部署も存るが、するが、また、確かに、警察の中には名札を付けて職務を行う部署も存るが、するが名札を付けて職務を行っているわけではなく、各部署における警察職員の氏名が開示されれば、内負捜査等の、職名、氏名を秘匿して警察業務を行う警察職員の特定が容易になり、内偵等の捜査活動が妨害されるおそれがあるものといえる。

いえる。
 また、控訴人は、職員録に掲載された警視(同相当職を含む。)以上の警察職員、毎年辞令が新聞紙上に掲載されている警部(同相当職を含む。)以上の警察職員がいるが、これらの警察職員は、氏名等が開示されていない警部補以下の職員よりも攻撃、懐柔、嫌がらせ等を受けるおそれが高いと思われるのに実際にはそのような事態は発生していない旨主張するが、上記アで認定したように、宮城県警において、警部補(同相当職を含む。)以下の警察職員は、一般職員を含む全警職員(約3400人)の約90パーセントを占めており、捜査業務等の実働を担当しているのであるから、これらの職員は、むしろ警視以上の警察職員や警部以上の警察職員の氏犯罪署等に当たることが多く、それだけ反発や反感を招きやすいものといえる。したがって、警部補以下の警察職員の氏名に関する情報が4号情報に当たらないということはできない。控訴人の主張は、いずれも採用することができない。
 (3) 資金前渡職員の普通預金通帳に関するものについて

(3) 資金前渡職員の普通預金通帳に関するものについて ここで争われているのは、資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号、お客様番号(口座番号と同一)であるところ、乙第2号証、第3号証及び弁論の全趣旨によれば、資金前渡職員の普通預金通帳の口座は、宮城県警の各部署において報償費等の支払の必要が生じた都度所定の手続を経て会計課に請求した金員が会計課から振り込まれるための口座であって、各部署の資金前渡職員は、会計課からの入金があり次第振込金の全額を引き出していることが認められ

る。 そうすると、そもそも印鑑や通帳を用いないで預金を引き出すことが可能であることについては疑問があるが、その点はしばらく措いて、仮に他人の口座番号を知った者が何らかの方法によりその預金口座から預金を不正に引き出すことは、入金日をおいない限りほとんど不可能というべきであって、当該預金口座から不正に引き出すことは、入金日をである。また、普通預金口座の口座番号を知れば、第三者がここに金員を振り込むことが可能というべきである。また、普通預金口座の口座番号を知れば、第三者がここに金量を振り込むことが可能となるが、当該預金口をの入出金額等は各部署がした請求の資料と一致しているはずであるから、第三者から余分の振込があったとしても、そのことによって捜査活動等の警察業務が妨害されることは考えられない。そうしてみると、資金前渡職員の普通預金通帳の口座番号、お客様番号は、4号情報には当たらないものといわざるを得ない。被控訴人の主張は、採用することができない。

(4) 質屋・古物商報償費に関するものについてアーニで争われているのは、報償金受償者の住所・氏名・年齢・屋号・印影、事案の概要、協力の状況、受償行為に対する意見等であるところ、質屋等は、質受けや買受けをした物品が盗品等であることが判明した場合、そのを警察官に届け出なければならず、盗難等の時から1年以内であれば無償でこれを被害者に返還しなければならないときれているところ、質屋・古物商報償金は、個々の事件について捜査協力の内容及び無害償返還による経済的損失等を考えていることが記者を適用して質屋等に交付する金員であることは、前記1、(6)のアに記載のとおりであり、乙第3号証及び弁論の全趣旨によれば、事案の概要、協力行為の状況、受償行為に対する意見には、具体的犯行日、被害者の住所及び氏名、犯行の手段方法、被害品の数量、犯罪行為の概要、質屋等が警察に協力した内容等が記載されていることが認められる。

,, いうべきである。

Ī したがって、本件で争われている質屋・古物商報償費に関する情報は、いずれも4号情報に当たるものとい うべきである。 (5) 死体解剖謝金に関するものについて

死体解剖保存法によれば、死体の解剖は、遺族の承諾を受けて行われるものであるが(同法7条), 死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは、24時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない(同法11条)とされており、これによれば、死体の解剖は捜査の端緒となり得るものと いうべきである。

したがって、死体解剖医の所属、氏名、口座番号等が開示されれば、ある解剖を担当した死体解剖医が特定され、事件関係者が、捜査の端緒となり得る解剖所見を警察に伝えないようさせるため、あるいは真実とは異なる解剖所見を伝えさせるために、当該死体解剖医に対して様々な懐柔、脅迫又は攻撃や嫌がらせ等を加えるおそれがあるものと 認められる

控訴人は、解剖の結果は死体解剖医が客観的な死体の状況について解剖所見をまとめ、写真や記録等によって 証拠化したものであるから、死体解剖医に対する懐柔、威迫等によって事後的に解剖所見が影響されることはあり得な

い旨主張する。しかしながら、写真や記録等の存在により、直接解剖をした死体解剖医による判断の余地がなくなるものとはいえない。控訴人の主張は、採用することができない。 よって、死体解剖謝金に関する死体解剖医の所属、氏名、口座番号等は、4号情報に該当するものというべき

である。

(6)

ア 宮城県警が採用している嘱託警察犬制度の下においては、民間人が飼育管理する犬及び民間人の犬の訓練士について宮城県警が嘱託警察犬審査会等を実施してこれを選定した上、一定の期間を定めて犬の飼育者、当該犬の訓練を直接担当する訓練士に嘱託しており、嘱託された訓練士(警察犬指導士)は、警察からの出動要請に基づき自己が訓練を担当している警察犬と共に事件現場に赴き、被疑者や遺留品の捜索等に従事することは、前記1、(2)のアのとおり である。

警察犬指導士

1 言宗入相等工 上記アによれば、警察犬指導士は、犯罪の捜査活動に関与するものであって、出動した事件についての捜査 状況や遺留された証拠品等を知り得る立場にあるものといえる。そうすると、警察犬指導士の住所、氏名等が開示され れば、当該事件の捜査活動に従事したことも知られるところとなり、犯人等の事件関係者において捜査活動を妨害する 目的で警察犬指導士に働きかけたり、嫌がらせをしたりすることが考えられる。 したがって、警察大者 総会工、警察方者

したかって、警察大指導士に関する情報は、4号情報に当たると解するのが相当である。 ウ 警察犬、警察犬飼育者 上記アによれば、警察犬は、警察犬指導士と共に犯罪の捜査活動に関与するものであるところ、警察犬名、 警察犬飼育者の住所、氏名、金融機関名、口座番号等が開示されれば、だれが警察犬の飼育者として警察に協力しているのかが知られるところとなり、警察を敵視する者によって警察犬飼育者が嫌がらせをされたり、あるいは逆恨みによる攻撃を受けたりするおそれがあるものといえる。したがって、警察犬飼育者に関する情報は、警察犬名を含め、4号情報に当たると解するのが相当である。 工 警察犬審査会審査員 上記アによれば、警察大審査会は、警察犬として嘔託に値する犬や警察犬指導士として嘔託に値する訓練士

術支援を受けていることが認められる。 そうすると、このデータベー

例文法を受けていることが認められる。 そうすると、このデータベースを提供した会社名や捜査活動の技術支援を行った会社名が開示されれば、当該会社が警察の捜査活動に協力しているとして警察を敵視している者らから嫌がらせ等を受けるおそれがあるだけでなく、当該会社名が知られることにより宮城県警の捜査技術、捜査内容等が犯罪者等に知られ、捜査活動の妨害や証拠隠滅が企てられるおそれがあるものというべきである。 したがって、捜査支援資料を提供し又は捜査活動に係る技術支援をした団体名、代表者名は、4号情報に該

したがって、捜査支援資料を提供し又は捜査活動に係る技術支援をした団体名、代表者名は、4号情報に該当するものと認めるのが相当である。
(8) 精神鑑定嘱託に関するものについて
精神鑑定嘱託の謝金については、前記1、(3)に記載のとおりであるところ、これによれば、精神鑑定嘱託を受けた精神科医師の判断によっては、運転免許の取得希望者が運転免許の欠格事由があるものとして運転免許試験の受験が拒否されることもあり得ることが認められる。
そうすると、精神鑑定の嘱託を受けた病院名、住所、氏名、口座番号等が開示されれば、当該精神科医が特定され、当該精神科医が運転免許試験の受験を拒否された者から逆恨みされて、攻撃や嫌がらせを受けるおそれがあるものといえる。したがって、精神鑑定の嘱託を受けた精神科医の病院名、住所、氏名、口座番号等に関する情報は、4号情報に当たると解するのが相当である。

「独立人は、4号情報は初ませる活動を想定しており、行政目的のための際定に関する情報は4号情報に当たら

控訴人は、4号情報は犯罪捜査活動を想定しており、行政目的のための鑑定に関する情報は4号情報に当たらない旨主張するが、本件条例8条4号の規定は、「犯罪の予防又は捜査」に限られるものではなく、「公共の安全と秩序の維持」に関するすべてのものが対象となっていると解すべきである。控訴人の上記主張は、採用することができな

(9) 犯罪捜査協力報償費に関するものについて ア 非開示文書は、別紙2の一覧表番号94ないし99に記載したものであり、現在争われている非開示情報 報償費の支払明細、報償費の個別の受入金額、残額、支払額、摘要、協力者の住所・氏名・印影、支払事由等であ 知罪地本協力報償費が支払われる趣旨は、前記1、(8)に記載のとおりである。

は、報順負の又払明神、報順員の個別の文八平は、及取、入済取、別の日の上別、公司、日本人、公元子日立立 って、犯罪捜査協力報償費が支払われる趣旨は、前記1、(8)に記載のとおりである。 イ 支出負担行為兼支出命令決議書、施行伺及び普通預金通帳 これらの文書中の非開示情報のうち、現在も開示されていない情報は、資金前渡職員の口座番号、警察職員 の氏名・印影であるが、これらについては、前記(2)、(3)で判断したとおりである。また、年度・会計・科目訂正決議 書、精算通知票には現在も開示されていない情報はない。

犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書

乙第3号証及び弁論の全趣旨によれば、この文書には、年月日欄、受入額欄、支払額、残額欄、摘要欄があ それぞれ担当警察官が犯罪捜査協力者に接触し、報償費を支払った日、金額及びその内容が記載されていることが 認められる。

そうすると、捜査員と協力者をよく知る者によって、この捜査員と協力者の行動の日時と報償費支払の日時、金額等とが突き合わされると、当該協力者が捜査に協力したことが推定される可能性があり、そうなっては当該協力者が犯人等から報復されるおそれがあるものといえる。したがって、個別の報償費支払に関する情報は、4号情報に当たるものと解するのが相当である。

工 現金出納簿 乙第3号証及び弁論の全趣旨によれば、現金出納簿には、月分の受入金額、個別の支払額及び個別の入出金 後の金額、月ごとの又は会計年度ごとの締めとしての各金額の累計、報償費が入出金された月日、報償費が支出された 具体的事件名、担当捜査員の階級及び氏名が記載されていることが認められる(このうち、月分の受入金額、月ごとの 又は会計年度ごとの締めとしての各金額の累計に関する情報は、原判決後に開示され、訴えが取り下げられた。)。 そうすると、個別の報償費が入出金された月日、金額、具体的事件名、担当捜査員の階級及び氏名などが開 示されれば、上記ウと同様に、捜査員に協力した者が犯人等に知られるおそれがあるというべきであるから、これらの 情報は、4号情報に当たるものと解するのが相当である。 オ 犯罪捜査協力報償費に係る証拠書類表紙 ア第3早証及び弁論の全趣旨によれば、証拠書類表紙し、支出証拠書類(月分捜査費総括表、捜査費支出

かったことに違法はない。

控訴人は、他の都道府県の警察の事例や宮城県警における犯罪捜査協力報償費の全体的な使用状況等からみ 宮城県警の犯罪捜査協力報償費もその支出は架空であって裏金捻出等違法な経理のために用いられている疑いが強

て、宮城県警の犯罪捜査協力報償費もその支出は架空であって裏金捻出等違法な経理のために用いられている疑いが強い旨をるる主張する。 しかしながら、控訴人の主張やその提出に係る資料を十分に斟酌して検討するも、結局のところ、個々の文書のいずれが架空支出であるかについては判然とせず、また、犯罪捜査協力報償費のすべて又はそのほとんどが架空支出であるとも認め難いといわざるを得ない。そして、犯罪捜査の協力者に関する情報は、これをひとたび開示してしまうと、協力者の生命、身体に危害が加えられるなど回復することができない事態に立ち至るおそれがあるといわざるを得ないし、そのような事態に至らないまでも、犯罪者等の報復をおそれて捜査への協力に消極的な人々が増えることは容易に推測し得るところである。そうなっては、「公共の安全と秩序の維持」に支障が生ずることは明らかである。したがって、上記の各文書が架空支出であるといえない以上、違法な経理が行われている疑いがあるからといって、そのような経験

結論

以上によれば、本件処分(当審において取り下げられた部分を除く。)のうち、資金前渡職員の口座番号、お客様番号を非開示とした部分は違法であって取り消されるべきであるが、その余の控訴人の請求はいずれも理由がなく、棄却すべきものである。したがって、原判決中、表彰に伴う報償金の贈呈を受けた個人の氏名、役職及び屋号、警察犬審査会審査員の氏名及び印影を開示すべきとした部分及び資金前渡職員の口座番号、お客様番号を開示すべきでないとした部分はいずれも不当であるといわざるを得ない。よって、当裁判所の上記判断と一部異なる原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

よって, 当裁判所の上記判 仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 大 橋 弘 裁判官 鈴 木 桂 子 裁判官 村 恭

## 別紙 1 文書目録

1 平成11年度の宮城県警察本部刑事部、交通部、警備部の報酬費支出に関する行政文書(支出負担行為兼支出命令 決議書、支出負担行為決議書、支出命令決議書、科目訂正決議書、精算通知票、返納決議書、施行伺、請求書、施行確 認書、支給調書、受領書、返納通知書兼領収書、資金前渡職員普通預金通帳、犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明 書、現金出納簿、消耗品購入要求書、随意契約に係る業者選定について(伺)、消耗品契約締結兼購入通知書、見積 書)のうち、下記の情報が記載されている部分

- 記報償品、謝金の交付者及び事件関係者の住所、氏名、印影等受取人(警察職員を含む。)を特定する情報 捜査等の警察活動の協力者の氏名、金額等特定に関する情報 捜査活動等の内容 報償品購入時春期約に展え開入歴史は古るなる 12345